別紙６

使用済小型電子機器等の再使用を行う場合の方法【記載例】

|  |  |
| --- | --- |
| １．再使用を行う使用済小型電子機器等の種類 | ・パーソナルコンピュータ  ・デジタルカメラ  ・ビデオカメラ  ・携帯電話端末、PHS端末 |
| ２．当該使用済小型電子機器等が適正に動作することの確認等を行う方法 | デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯電話端末・PHS端末については、○○工場△△倉庫にて、大きな破損、傷、汚れがないことを目視にて確認した上で、通電検査の実施による動作確認を行い、確認を行ったことを示す書類を作成する。  パーソナルコンピュータについては、中古品販売業者である（株）○▲リユースショップにて、販売前に上記の外観確認と動作確認を行う。 |
| ３．携帯電話端末、PHS端末又はパーソナルコンピュータを再使用する場合にあっては、当該機器等の排出者から再使用することについて同意を得る方法及び個人情報に係るデータを削除する方法 | ・再使用する携帯電話端末、PHS端末、パーソナルコンピュータについては、回収拠点である小売店店頭において対面回収を行い、書面にて同意を得たもののみとする。  ・書面にて同意を得たものについては、その他の機器と別コンテナ等を用いることで仕分けておく。  ・機器に記録された個人情報は専用のソフトウェアを用いて確実に消去を行う。 |
| ４．古物営業法、薬事法、電波法その他の法令等の遵守の方法 | ・携帯電話端末・PHS端末の再使用にあたって修理を行った場合には、再使用する前に電波法に基づく技術基準に適合していることを確認する。  ・パーソナルコンピュータの再使用にあたって、中古のパーソナルコンピュータでの継続使用を許諾してないソフトウェアが添付またはインストールされている場合には、再使用する前に削除する。 |

※　使用済小型電子機器等の再使用を行わない場合は、別紙６の作成は不要です。